（別紙様式８－１）

年　　月　　日

オーストラリア向け輸出水産食品（サケ科以外のもの）の官能検査等実施記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定施設の名称及び施設認定番号 |  | 品名 |  |
| 輸出予定年月日 |  | 品質確認者の氏名 |  |

官能検査確認内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判定基準 | 品質確認者  署名※ |
| 外観 | 鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。  皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。  伝染病による目に見える潰瘍がないこと。 |  |
| におい | 魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。 |  |
| 組織 | 筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。 |  |
| その他（１） | 衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。 |  |
| その他（２） | 輸出貨物には、証明書に記されていない種の魚が含まれない。 |  |
| その他（３） | 検査対象となる輸出水産食品の形態に応じて、以下のア～ウのうち該当する処理が適切に行われている。  ア　内臓が除去されている。  イ　頭とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。  ウ　内臓とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。 |  |

* その他（３）には、品質確認者署名欄に署名するとともに該当する記号（ア～ウ）を記載すること。

（別紙様式８－２）

年　　月　　日

オーストラリア向け輸出水産食品（サケ科のもの）の官能検査等実施記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定施設の名称及び施設認定番号 |  | 品名 |  |
| 輸出予定年月日 |  | 品質確認者の氏名 |  |

官能検査確認内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判定基準 | 品質確認者  署名 |
| その他（１） | 衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。 |  |
| その他（２） | 輸出貨物には、証明書に記されていない種の魚が含まれない。 |  |
| その他（３） | 製品は、箱の重量によらず、プラスチック製のスリーブ、パウチ又はその他包材で個々に包装されている。 |  |

（別紙様式８－３）

年　　月　　日

オーストラリア向け輸出養殖等用飼料の官能検査等実施記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定施設の名称及び施設認定番号 |  | 品名 |  |
| 輸出予定年月日 |  | 品質確認者の氏名 |  |

官能検査確認内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判定基準 | 品質確認者  署名 |
| 外観 | 鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。  皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。  伝染病による目に見える潰瘍がないこと。 |  |
| におい | 魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。 |  |
| 組織 | 筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。 |  |
| その他（１） | 衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。 |  |
| その他（２） | 輸出貨物には、証明書に記されていない種の魚及び頭足動物が含まれない。 |  |
| その他（３） | 清潔な水で洗浄され冷凍されている。 |  |
| その他  （４） | 輸出貨物には、甲殻類（甲殻類由来の物質を含む。）及び証明書に頭足動物が記されている場合にあっては当該頭足動物以外の軟体動物（軟体動物由来の物質を含む。）が含まれない。 |  |
| その他  （５） | 頭足動物を含む当該飼料について、飼料中の頭足動物は死んでいる。 |  |